

# 新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者施策のご案内

砂川商工会議所

令和2年4月1日現在

## 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置について

新型コロナウイルスの流行により、当所会員企業をはじめとする中小企業・小規模事業者への影響が懸念されることから、経営相談窓口を設置いたしました。どうぞお気軽にご相談ください。

- (1) 名称：「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」  
(2) 場所：砂川商工会議所内 TEL0125-52-4294

## ◆小規模事業者経営改善資金（マル経）【日本政策金融公庫】

本制度は、小規模事業者の経営改善を目的に、商工会議所の推薦により無担保・無保証で日本政策金融公庫が融資する制度です。

融資対象	常時雇用する従業員が 20 人以下 (商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の事業者の方 ※ただし、6 ヶ月以前から当所の経営指導を受けている必要があります。
融資金額	2,000万円以内 (1,500万円を越える融資には事業計画書の策定などが必要です)
融資期間	運転資金: 7 年以内(うち据置 1 年以内) 設備資金: 10 年以内(うち据置 2 年以内)
利率	1.21%(固定)

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

## ◆マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）【日本政策金融公庫】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されます。

ご利用いただける方	最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
資金の使い道	運転資金、設備資金
融資限度額	別枠1,000万円
金利	経営改善利率1.21%(令和2年3月10日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

## 無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

### ◆新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、融資枠別 枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。</p>
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）
融資限度額（別枠）	中小事業3億円、国民事業6000万円
利率	<p>当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%</p> <p>（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）</p> <p>※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律</p>

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

詳細 URL→ [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

### ◆特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

適用対象	<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方</p> <p>①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし</p> <p>②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少</p> <p>※小規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下</li> <li>・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下</li> </ul>
利子補給	<p>期間：借入後当初3年間</p> <p>補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円</p>

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

詳細 URL→ [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

## ◆新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付【日本政策金融公庫】

融資対象	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な営業悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1)最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業績が回復し、発展することが見込まれること。
融資金額	別枠1,000万円(旅館業を営む方は、別枠3,000万円)
融資期間	7年以内(2年以内)
利率	基準利率 ※ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生共同組合の方については、特別金利C(基準利率-0.9%)

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

詳細 URL→ [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)

## ◆新型コロナウイルス肺炎の流行に伴う中小企業向け融資【北海道】

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により、経営に影響を受けている中小企業等の資金支援として中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付【認定企業】)を実施しています。

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】
融資対象	(1)影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※詳細は次ページのセーフティネット保証4号を参照 (2)影響を受けた事業者であって、新型コロナウイルス感染症による直接的又は間接的な影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※詳細は次ページのセーフティネット保証5号を参照 (3)影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (4)影響を受けた事業者であって、最近3か月間の売上等が前年同月比で5%以上減少している中小企業者等
融資金額	2億円以内
資金用途	事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む)
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)
融資料率	<固定金利>5年以内年1.0%、10年以内年1.2% <変動金利>年1.0%以内(融資期間が3年を超えるものに限る)
信用保証	信用保証協会の保証付きとする ※担保等は取扱金融機関の定めるところによる
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合
取扱期間	令和2年1月29日～令和3年1月31日

【お問合せ・ご相談】制度取扱金融機関

詳細 URL→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona.htm>

## ◆セーフティネット保証 4号【北海道信用保証協会】

災害その他の突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の制度です。北海道信用保証協会が一般保証とは別枠で融資を100%保証します。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している場合も対象となります。なお、認定手続きの窓口は各市町村、資金の申込は各金融機関が窓口です。

融資対象	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者 (イ)北海道内で1年間以上継続して事業を行っていること。 (ロ)災害(新型コロナウイルス感染症)の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	
融資金額 (保証限度額)	普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内 無担保無保証人保証:2,000万円以内	※通常の保証限度額とは別枠
保証料率	0.60~0.88% このほかに取扱金融機関所定金利が掛かります。	

【お問合せ・ご相談】道内各金融機関

詳細 URL→ <https://cgc-hokkaido.or.jp/system/safetynet.php>

## ◆セーフティネット保証 5号【北海道信用保証協会】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受ける業種に属する中小企業・小規模事業者に対し、資金繰りの支援措置として、北海道信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度です。今回、売上高等が減少などの影響を受けている40業種が追加されました。なお、認定の手続きの窓口は各市町村、資金の申込は各金融機関が窓口です。

融資対象	業況が悪化している業種として指定された業種に属する事業を行う中小企業者で、経営の安定に支障が生じていることについて、市町村長の認定(5号)を受けた中小企業者。なお、対象業種など詳細は下記 URL よりご確認ください。	
融資金額 (保証限度額)	普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内 うち無担保無保証人保証:2,000万円以内	※通常の保証限度額とは別枠
保証料率	0.73% ※ただし、ご利用される資金によって料率が変わりますので、金融機関等にご確認ください ※上記のほかに取扱金融機関所定金利が掛かります。	

【お問合せ・ご相談】道内各金融機関

詳細 URL→ <https://cgc-hokkaido.or.jp/system/safetynet.php>

## ◆砂川市中小企業等振興資金【砂川市】

本制度は、本市における中小企業者等が産業の振興と市民生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、砂川市が中小企業者の育成、振興を図る事を目的に行っている制度です。砂川市より利子の一部及び保証料の全額が助成されます。

融資対象	①原則として市内に同一事業を引き続き1年以上経営していること ②市税完納者であること ③保証協会対象業種であること							
融資条件	資金名	運転資金			設備資金			
		100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円以内	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円以内	
	融資期間	1年以内	3年以内	7年以内	5年以内	7年以内	10年以内	10年超～ 15年以内
		6カ月の据置期間含む						
	利率	長期プライムレートと同率						長プラ+0.3%
	利子補給率	1.0%を限度とする利率の1/2						
	信用保証	北海道信用保証協会の保証付としますが、保証料全額を市が助成します						
	償還方法	元金均等償還とし他は金融機関の定めるところによる						
	保証人・担保	取扱金融機関の定めるところによる						
	取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、空知商工信用組合の各砂川支店						

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

詳細 URL→[https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/shoukou/chuushoukigyou\\_hojokin.html](https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/shoukou/chuushoukigyou_hojokin.html)

## ◆雇用調整助成金【北海道労働局】

本制度は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成するものです。新型コロナウイルス感染症の発生により、特に北海道の事業者について助成率が拡大されています。

	一般的な場合 (北海道以外の地域)	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域(現時点では北海道のみ)
対象事業所 ※雇用保険適用事業 所であること	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件	1 か月 10%以上低下	生産指標要件→満たすものとして扱う
対象労働者	被保険者	非正規を含めた雇用者
助成率	2/3(中小)、1/2(大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～5月31日まで)	
1年間のクーリング期間	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間	被保険者期間要件の撤廃	

【お問合せ・ご相談】北海道労働局(特別労働相談窓口) ☎011-707-2700

詳細 URL→ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)